

岩手県告示第620号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定医療機関が診療所を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成22年7月6日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
さとう消化器科内科クリニック	花巻市石鳥谷町好地第16地割9番地5	平成22年3月31日
ながね歯科医院	遠野市松崎町白岩15地割33番地1	平成22年4月15日
ひやまこども医院	奥州市水沢区佐倉河字東広町83番地	平成22年5月18日
高橋医院	岩手郡滝沢村鶴飼字諸葛川16番地19	平成22年5月29日
木村産婦人科内科クリニック	宮古市大通四丁目4番22号	平成22年5月31日